

## 広島県告示第5号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成27年1月13日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 三菱レイヨン株式会社 取締役社長 越智 仁
工場又は事業場の所在地及び名称	大竹市御幸町20番1号 三菱レイヨン株式会社大竹事業所

### 2 申請の内容

37 タ炭化水素誘導品の製造業の用に供する廃ガス洗浄施設2基を設置する。

#### (1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

##### (その1) 新設

種	類	37 タ 炭化水素誘導品の製造業の用に供する 廃ガス洗浄施設 (MPC-8100)	37 タ 炭化水素誘導品の製造業の用に供する 廃ガス洗浄施設 (MPC-8200)
能	力	風量 8,897Nm <sup>3</sup> /hr 循環水量 28.6 m <sup>3</sup> /hr	風量 390Nm <sup>3</sup> /hr 循環水量 4.3 m <sup>3</sup> /hr
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	許可後直ちに
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	着工後10カ月	着工後10カ月
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後直ちに	完成後直ちに

使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		0～24時, 24時間 (なし)		0～24時, 24時間 (なし)		
		通常	最大	通常	最大	
使用 の 方 法	排出される汚水等 の状態	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)	1～6	1～6	1～6	1～6
	(単位: mg/L)	化学的酸素要求量	5	10	5	10
		浮遊物質	116.7	175	0	0
		窒素含有量	2.5	3.7	4.3	6.4
		リン含有量	1.5	2.3	0	0
		アンモニア	3.0	4.5	5.2	7.8
		砒素及びその化合物	2.6	3.9	0	0
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m <sup>3</sup> )		2	3	0.5	0.7
汚水等の排出先		廃水は回収し, 工程内で全て使用		廃水は全て回収		

(2) 汚水等の処理の方法

変更なし

(3) 排出水の汚染状態及び量

変更なし

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成27年1月13日から平成27年2月3日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部厚生環境事務所環境管理課並びに大竹市市民生活部環境整備課